

## 就任にあたって

岩手県中小企業団体中央会

副会長 元 持 勝 利

(岩手県自動車整備商工組合 理事長)



5月14日の本会通常総会及び理事会の選任によりまして、副会長を仰せつかることになり、その重責に身の引き締まる思いであります。私が携わって参りました経験が少しなりともお役に立てればとの思いでお引き受けした次第であり、今後とも皆様からの暖かいご支援を頂戴しながら、県内中小企業の更なる発展に傾注して参る所存であります。

最初に私の経歴の一端を申し述べますと、自動車販売ディーラーと、関連する企業会社の代表、及び、県自動車整備商工組合理事長の他、県自動車教育推進協議会副会長、東北運輸局管内の自動車標板協議会会長、県自動車販売厚生年金基金理事長、岩手県公安委員会委員、そして上部団体であります(社)日本自動車整備振興会連合会本部理事等の役職を通じ、業種間の領域を越え微力ながら取り組んできたところであります。

さて、我が国のサ・ビス産業は、国内総生産・従業員数ともに全体の約7割を占める重要な産業であります。自動車整備業も同じ職種に分類されており、当県では一級から三級整備士等の国家資格を有するメカニックが従事するディーラー・専業工場等は、約1200工場もが加盟する自動車整備団体に成長して参りました。

しかしながら近年では、異業種や車検代行業者等の新規参入の増加等により、年々経営環境が厳しさを増してきており、今後は従来の「待ち」の姿勢から「攻め」の姿勢に転換し、新たなユ・ザ - を獲得するため、他社が追随出来ない固有の付加価値整備商品の展開を図り、魅力ある「商品力」の提供が事業拡大の分岐点と心得ます。その為には、来店したくなる整備工場(オアシス事業場)への環境転換を促す取り組みを支援する他、顧客満足度向上や提供する品質・技術の向上は勿論、コンプライアンス対応、環境保全対策等の新たな諸課題に対し、整備業界を代表し、取り組んでいる所です。

ところで昨今は、諸物価の高騰等による企業収益の減少や個人消費の落ち込みの他、雇用情勢面への影響もあり、殊に地方の中小企業は甚大な影響が生じております。国・県の行財政改革推進や景気対策等の諸施策の展開を通じ、中小企業の体質強化や雇用の改善、地域活性化等の成果が顕著に現れることを期待するものであります。

こうしたなか、中央会も厳しい環境変化と多様化する中小企業ニ・ズに十分応えられるよう、従来にもまして果敢に事業推進する必要があると考えております。私自身、これまでは一役員として会務に励んできたところでありますが、今後は副会長として会長を補佐し、会員各位のご指導とご鞭撻を賜りながら、「信頼され、必要とされる中央会」を目指し、責務を果たすよう精一杯努める覚悟でございますので、何卒ご支援・ご協力を重ねて宜しくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではありますが、副会長就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。

## 平成20年度第3回理事会開催

平成20年度第3回理事会を8月5日、盛岡市ホテルニューカーリーナにて開催した。

主な議案は、第34回中小企業団体岩手県大会の開催及び大会提出議案の審議である。大会提出議案は、6月に開催した地区別懇談会での意見・要望をとりまとめたものである。

国に対する要望としては「中小企業対策」「労働・社会保証制度対策」「パートタイム労働者の厚生年金加入要件の緩和などの社会保障・労働対策」「高度化事業の既往借入の返済条件緩和や借入手続きの簡素化等の金融対策」「官公需対策」「規制緩和の見直しや燃料サーチャージ制度等の物流対策」「外国人研修生制度」「中小企業関係税制、ポイントカード・商品券の未引換の収益計上に関する税制対策」等である。

県に対する要望としては、まちづくり支援対策、官公需適格組合の積極活用等の官公需対策、原油・原材料高騰対策、地産地消等の地域振興等である(具体的な要望事項は下記を参照。)

また、原油・原材料価格等の高騰問題に関し、緊急要望することも併せて承認された(具体的な要望事項は下記参照。)。また、県大会提出要望については9月26日(金)の岩手県大会決議の後、県選出国會議員及び岩手県知事に対し要望する予定である。



### 【県に対する要望事項(県大会提出要望)】

#### 11. 地域振興支援の拡充強化

##### (1) 地震関係対策

地震による直接被害及び風評被害など間接被害を被った企業等に対する金融・税制面等における各種支援策を拡充・強化すること。特に、災害救助法が適用されず風評被害等の影響を受けている企業等の経営の安定を図るため、県単の経営安定資金に風評被害枠を設けて貸付期間(元金据置期間の延長含む)並びに金利・保証料において優遇策を講じること。

風評による受注の減少や観光客の減少を防ぐため、きめ細やかな情報発信の一層の強化及び県内への観光誘客のためのキャンペーン等を一層強力に実施すること。

##### (2) まちづくり

改正都市計画法では、都道府県知事が都市計画区域外において準都市計画区域を指定することにより、大規模集客施設の郊外立地を規制する仕組みとなっていることから、準都市計画区域の速やかな指定を行うよう適切な措置を講ずること。

県条例において、床面積6,000㎡を超える特定大規模

集客施設が立地する地域の経済・社会及び住民との関わりを促進するための地域貢献活動計画公表制度を創設しているが、規模の大小・業種を問わずいかなる事業者も、立地する地域経済・社会及び住民との関わりなしに存在しえないことは明らかである。

県は、事業者が、地域コミュニティの核としてその役割を果たしている地域経済・商業団体等と連携・協力し、地域と共生すべく相応の地域貢献活動を推進するガイドラインを策定するとともに、新たに「地域貢献活動に関する条例」を制定すること。

##### (3) 官公需

地場中小企業とりわけ専門工事業者が受注できるよう分離・分割発注の推進と随意契約制度を積極的に活用して、受注機会の確保を図ること。

県の官公需発注に係る労務単価の設定については、賃金支払実態調査を基に設定されているが、下請労務単価を拘束するものではないことから、下請労務単価が設計労務単価より低く設定され、それが次年度の設計労務単価に反映され、さらなる賃金低下を招く悪循環が続いている。県は、この悪循環を断ち

切る方策を講じること。

県の入札・契約制度の検討・設定に当たっては、県内中小企業の育成を図ることを主眼とし、県内に本店を有すること及び地方税納付実績等の参加資格要件の設定の他、異常な低価格落札を防止するための最低制限価格の導入、業務遂行能力の厳格な判断、地元調達率等を助案すること。

国の証明を受けた官公需適格組合の積極的活用について、毎年閣議決定されている中小企業者に関する「国等の契約の方針」において、指名競争契約等における受注機会の増大策に昨年度から官公需適格組合が明示された点について周知徹底を図るとともに、市町村への指導強化を徹底すること。

地域雇用への影響が甚大なことから、公共工事依存度の高い土木建設業の経営安定のため、公共工事量の一定水準を確保するとともに、地域のバランスを考慮した計画的な発注を行うこと。

#### (4) 地域振興

県内での経済循環を一層活発化させるために、地産地消の推進においては、サービスも含めた様々な分野で県産品の利用促進・拡大を図るほか、地域資源の活用や農商工連携による新たな商品の開発等に対する支援策を一層強化すること。

県民の住宅への投資の促進を図り、併せて県産木材の住宅材への使用促進のインセンティブとしての県産材利用補助制度の創設や林業振興に係る県単独補助制度の更なる充実を図り、県内林業・木材加工業

の振興策を強力に展開すること。

#### (5) 中央会事業費の確保

岩手県中小企業団体中央会を中小企業連携の中核的支援機関として位置づけを確立し、以下の新規事業についてはその事業費を確保すること。

金融機関と連携したターン・アラウンド（戦略転換）支援事業

企業を取り巻く環境は、大きな変革期にあり、一方で各企業の独自での自己分析は、相対的に難しいことから、第三者による企業評価と金融機関等のステークホルダー（利害関係者）を含めた新たな経営戦略の構築に向けたコンセンサスの形成が重要である。本事業は、適切な経営戦略（戦略転換＝ターンアラウンド）に基づく企業再生スキームを構築し、計画実行の実現可能性を高めて企業の再生を支援する。

温泉街・温泉郷等のルーラル（複合的な）・マーケティング戦略構築事業

温泉街、温泉郷等の旅館ホテル集積と地域観光資源を活かした地域の競争優位性を研究し、持続的な成長を生み出すための仕組みであるマーケティング戦略の構築を支援する。

### 【原油・原材料価格高騰に関する緊急要望】

#### 原油・原材料価格等の異常高騰に対する緊急要望

平成20年 8月 7日

岩手県中小企業団体中央会

未曾有の原油価格の暴騰に端を発し、鋼材等の建設資材、穀物・飼料等の原材料の値上がりに直面、県内中小企業はかつてない経営危機に瀕し、塗炭の苦しみに喘いでいる。

こうした、経営努力の限界を超えた緊急非常事態を打開するため、下記の事項の実現を強く要望する。

#### 記

1. 原油・原材料等に関する便乗値上げ、買占め、売り惜しみが発生することのないよう、十分な監視体制を取ること
2. 原材料等の確保難で中小企業が事業休廃止に追い込まれることのないよう、流通段階での監視の強化に努めること
3. 原油の価格安定を確保するため、国が市場価格に積極的に関与する「原油価格安定制度」（仮称）を創設、市場における不安の払拭に努めること

4. 製品等の価格転嫁が円滑に行われるよう、独占禁止法及び下請法の厳格な適用を行うとともに、下請適正取引ガイドラインの一層の周知徹底を図ること
5. セーフティネット貸付(原油・原材料高騰対策)の更なる充実と円滑な実施を行うこと
6. 原油・原材料等が投機的資金の対象とならないよう、国際的な監視・規制を行うとともに、資源国との連携関係の再構築を図ること
7. 原油・原材料等価格高騰に伴う激変緩和措置として、時限的に法人税、法人事業税及び住民税等の税率を大巾に引き下げること
8. 中小企業の事業活動に重大な支障が生じないよう、各種公共料金の引き下げ、一部無料化を図ること

## 池野前副会長、本会参与に就任

前副会長である池野和夫氏は、8月5日に開催された本会第3回理事会にて、本会参与に推薦され、就任することとなった。

氏は、協同組合盛岡卸センター理事長をはじめ数々の要職を経て、平成8年に本会副会長に就任、以来6期12年の長きにわたり尽力、本県中小企業の振興発展に多大な貢献をされた。引き続き県内中小企業・組合のためご指導・ご尽力いただくこととなる。

写真  
丸枠で

## 第34回中小企業団体岩手県大会開催のご案内

～ 組合員の皆様にもご勸奨の上、是非とも多数ご出席下さいますようお願い申し上げます ～

第34回中小企業団体岩手県大会が9月26日(金)と迫り、盛岡市大通り「ホテル東日本」を会場に現在鋭意準備中である。本大会は、県内中小企業者が一堂に会し、中小企業者の声を内外に表明し、中小企業経営の維持と拡大、中小企業活動の高揚と組織化理念の発揚並びに団結の強化を図り、本県経済の一層の回復・産業の発展に寄与することを目的に開催する。

また同日行われる表彰では、岩手県商工業表彰(知事表彰)として個人・団体の他、中央会会長表彰として優良組合表彰、組合役職員を対象とした組合功労者表彰、優良青年部表彰が予定されている。

なお、大会参加費は無料、記念パーティーに参加の方は1名につき6,000円(被表彰者3,000円)。

### 大会 プ ロ グ ラ ム 平成20年9月26日(金) 午後2時～ 盛岡市：ホテル東日本

1. 開会宣言	14:00～	7. 大会宣言	15:30～
2. 主催者あいさつ		8. 商工4団体特別決議	15:35～
3. 表 彰	14:10～	9. 政党県代表挨拶	15:50～
4. 来賓祝辞	14:35～	10. 万歳三唱	16:20～
5. 議長選出	14:50～	11. 閉会宣言	16:25～
6. 議 事		12. 記念パーティー	16:40～

# 平成 19 年 中小企業実態基本調査の概要 vol.1

中小企業庁では、中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、平成 16 年度から標記調査を実施している。調査結果の確定報告書が 7 月 31 日に中小企業庁より発表されたことから、今回は調査結果の概要について紹介する。

## 1. 調査の方法等

- (1) 調査の期日 平成 19 年 9 月 1 日で実施
- (2) 調査の方法 調査対象事業者に調査票を郵送で配布、回収
- (3) 調査対象事業者数 平成 16 年事業所・企業統計調査(総務省)結果を母集団として標本設計・抽出。  
法人・個人含み調査対象事業者数は 106,402 社等
- (4) 有効回答数(率) 50,309 社等(有効回答率 47.3%)

## 2. 調査結果の概要(一部のみ抜粋)

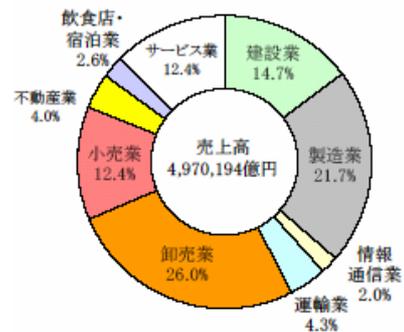
### (1) 中小企業の従業者数

- ・平成19年調査における中小企業の従業者数は2,754万人、前年調査から減少。
- ・従業者数の産業別構成比では、前年調査と同様に製造業が最も多く、次いでサービス業、小売業、建設業の順。
- ・「他社からの派遣」を除いた従業者数の構成をみると、正社員・正職員が最も多く、次いでパート・アルバイト、有給役員、個人事業主、臨時雇用者の順。

第 1-1 図 中小企業の従業者数の構成 (産業大分類別)



第 2-1 図 中小企業の売上高構成 (産業大分類別)



### (2) 中小企業の売上高と利益の状況

- ・中小企業の売上高は497兆円、対前年調査比は 4.3%減。
- ・中小企業の 1 企業当たり売上高は145.2百万円、対前年調査比は4.0%増。
- ・中小企業の 1 企業当たり経常利益率は3.3%、経常利益の対前年調査比は 1.4%減。
- ・中小企業の 1 企業当たり付加価値率は16.8%、付加価値の対前年調査比 2.1%減。

第 2-3 表 中小企業の 1 企業当たりの経常利益と経常利益率 (産業大分類別)

産 業	平成18年調査 (千円)			平成19年調査 (千円)		
	売上高	経常利益率 (%)	経常利益の対前年調査比 (%)	売上高	経常利益率 (%)	経常利益の対前年調査比 (%)
合計	4,920	3.5	3.1	4,850	3.3	▲ 1.4
建設業	4,392	2.6	25.8	4,032	2.4	▲ 8.2
製造業	10,804	4.2	▲ 8.4	10,464	3.8	▲ 3.1
情報通信業	17,168	5.3	8.9	13,873	4.2	▲ 19.2
運輸業	6,560	2.3	▲ 22.2	10,349	3.0	57.8
卸売業	10,424	1.8	▲ 1.4	11,353	1.8	8.9
小売業	2,161	2.7	11.8	1,858	2.4	▲ 14.0
不動産業	7,329	10.7	17.1	7,644	9.6	4.3
飲食店・宿泊業	1,563	6.0	3.0	1,427	6.5	▲ 8.7
サービス業	4,303	5.7	6.3	4,617	5.1	7.3

なお、次回 vol.2 では、設備投資の状況等について紹介する予定。

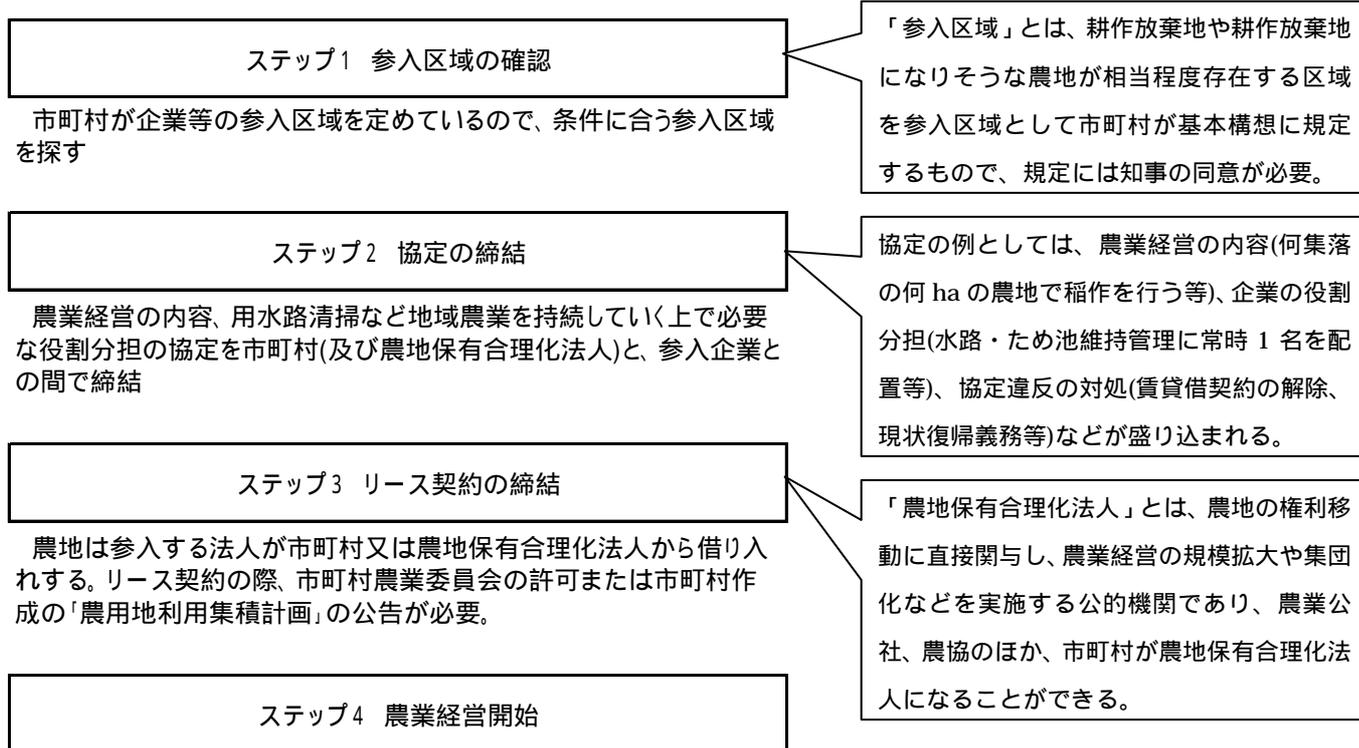
## 中小企業等の農業参入について

農業者の高齢化や世代交代が進む中、国内農業の活性化を図るためには、耕作放棄されている農地の有効利用が不可欠である。しかしながら従来、農地法の規制により一般会社等が農地の権利を取得し農業を始めることは出来ず、農業関係者で組織される農業生産法人に参加する以外に方法はなかった。

こうした中、農業経営基盤強化促進法(以下、「促進法」とする。)の改正に伴い、担い手不足等で耕作放棄されている農地が相当程度存在する地域では、農業生産法人以外の法人がリース方式により農地の権利取得をすることが可能になった。

農地法では、農業生産法人以外の法人が農地を取得することを禁止しているが、促進法の特例により、一般企業が農地をリース方式で取得することを可能とした。これを「特定法人貸付事業」という。特定法人貸付事業は、市町村が「実施区域」を定め、市町村または農地保有合理化法人が一般企業に貸付(リース)し、農業参入を図る制度である。

国は、企業等の農業参入法人数を平成 22 年までに 500 法人とする政策目標を掲げている。なお、現在の参入業種は建設業者をはじめ観光業、外食産業、惣菜製造業、NPO 法人、人材派遣業、運送業等と多岐にわたっており、今後も参入が見込まれている。農業参入に当たっての手順は次のとおりである。



なお、企業参入支援総合対策等の支援措置として、研修会・広報活動・個別相談の実施、測量調査、簡易な基盤整備への経費の支援、普及指導員による営農・作付計画等の支援、初期投資軽減のための特別融資・補助金、などがある。また金融措置としては従来の長短資金貸付の他、農業改良資金、農業近代化資金等の融資制度がある。また自然災害等により収穫量の減少や品質低下を招いた場合の経営への悪影響を緩和するため、農業災害補償制度(所轄の農業共済組合に加入が必要)も用意されている。

なお、本件の問い合わせ先及び県内市町村における参入区域の一覧は、農林水産省経営局構造改善課のホームページ(<http://www.maff.go.jp/soshiki/keiei/nouchi/shiensaito/shientop1.htm>)を参照。

## 組合役員 の 損害賠償責任免除額の算定方法

組合法改正により、役員(理事・監事)の任務懈怠責任については、役員が職務を行う際、「善意でかつ重大な過失がない」ときに限り、賠償額の一部を免除できるようになった。なお、免除の方法等の規定は、ネクサス6月号(559)の「組合役員 の 組合法改正に関する留意事項 vol.2」を参照願いたい。

この役員 の 「損害賠償責任」に関する「責任免除額」の算定方法について、組合からの問い合わせもあったことから、今回は「責任免除額」の算定方法について紹介する。

### 1. 「1年当たりの報酬相当額」を計算する

責任免除額を算定するには、まずその役員 の 「1年当たりの報酬相当額」を計算しなければならない。この計算は中協法施行規則第68条により算定することになる。算定式は次のとおりである。

退職慰労金を支払っていない場合

当該事業年度若しくは前事業年度の役員報酬・賞与・その他職務執行の対価のそれぞれの年度毎の合計額で、どちらか大きい額	=	1年当たりの報酬等相当額 (A)
---	---	------------------

退職慰労金を支払っている場合

当該事業年度若しくは前事業年度の役員報酬・賞与・その他職務執行の対価のそれぞれの年度毎の合計額で、どちらか大きい額	+	退職慰労金の支払いがあった場合、その支払合計額を、次のいずれか大きい数で割った額 ・在職年数 ・代表理事 6 ・代表以外の理事 4 ・監事 2	=	(退職慰労金を加味した)1年当たりの報酬等相当額 (B)
---	---	---	---	------------------------------

### 2. 「最低責任限度額」を計算し、「責任免除額」を算定する

次に中協法第38条の2第5項に基づき、「最低責任限度額」を計算する。計算式は次のとおりである。

1年当たりの報酬等相当額 (A) 若しくは (退職慰労金を加味した)1年当たりの報酬等相当額 (B)	×	次の区分に応じ計数を掛ける ・代表理事 6 ・代表以外の理事 4 ・監事 2	=	最低責任限度額 (C)
--	---	---	---	-------------

最後に、その役員が負うべき賠償総額から「最低責任限度額」を引いた額が、その役員 の 「責任免除額」となる。計算式は次のとおりである。

その役員が負うべき賠償総額	-	最低責任限度額 (C)	=	その役員 の 責任免除額
---------------	---	-------------	---	--------------

### 3. 計算例

1年当たりの報酬等相当額を100万円、代表理事であり、負うべき賠償総額が1,000万円の場合、上記計算式により、最低責任限度額は(100万円×6=600万円)であり、その役員 の 責任免除額は上記計算式により(1,000万円-600万円=400万円)。よってこの役員 の 責任免除額は400万円と算定される。つまり賠償総額が最低責任限度額を超える場合に、役員 の 責任を最低責任限度額までに制限できるということになる。

## ～ 先進組合事例のご紹介～

全国中央会が、毎年共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例を収集し、発行している「先進組合事例抄録」から、毎月本誌面で全国の組合を紹介していきます。

### 南アルプス市特産品企業組合・ほたるみ館

所在地	〒400-0313 山梨県南アルプス市平岡 1210-1		設立	平成 16 年 6 月
出資金	1,370 千円	電話番号	055-284-7180	F A X
地区	なし	主な業種	農業	組織形態
組合員数	137 人	専従理事	なし	組合従業員
U R L	なし			

地域女性が地産地消を掲げ、市場に出荷できない二級品の農産物を利活用してジャムや惣菜等の特産品を開発した。また、遊休農地を圃場として整備し作付けを行っている。

#### 背景と目的

組合がある南アルプス市は、フルーツのまちである。この組合は、生果として出荷できない二級品の桃やさくらんぼ等の利活用を図るため、ジャム作りなど、特産品の開発と販売の事業化を進めてきた。また、遊休農地が増えてくる中で、野菜の栽培を目指し圃場の整備を図っている。野菜は、朝市の開催や漬物・惣菜等に加工し、特産品として販売している。これらの活動を通じて、地域女性が地域農業の振興の一端を担うことを目指している。

#### 事業・活動の内容

南アルプス市で栽培されている果実や野菜を加工して、ジャムや漬物等の特産品として販売している。農家の女性を中心とする生産部、加工品を開発・生産する加工部、組合が指定管理者となっている施設で販売に従事する販売部に分かれ、得意の分野で活動をしている。生産部に所属する組合員は、農産物を納入すると収入になり、加工部の組合員は、特産品が販売されると収益が還元される。

広く組合の活動を知ってもらうため、市で開催される各種イベントに出展等を行っている。また、市内の小中学校給食への食材提供、総合学習の一環として生徒の味噌作り体験等を開催している。

#### 成果

組合発足から 3 年目の 18 年度は、当初の事業収入より約 25% 上回る実績を上げた。この要因は、組合の活動拠点である農村活性化施設「ほたるみ館」が、市から委託を受け組合が指定管理者となり、その収入により財政基盤が安定してきたことである。また、組合の活動実績を市が評価し、もう一つの販売施設「まちの駅」も指定管理者として任された。これらのことは、組合及び組合員にとって大きな励みとなって、生産や加工に対する意欲を向上させている。さらに、イオングループのスーパーと取引が始まり、魅力的な販路を手にした。これを足がかりに一層の販路拡大が期待される。

## ～ 改正組合法 Q & A ～

本欄では、組合法改正に伴い本会指導員がお問い合わせを受けた質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q . 当組合は組合員数が 1,000 人を超える大規模組合ですが、法改正により余裕金の運用制限があると聞きましたが、具体的にはどのようなことですか。また対応しなくてはならないことがありますか。

A . 改正後の組合法第 57 条の 5 の規定によると、共済事業を行う組合と大規模組合 (= 組合員 1,000 人以上の組合。なお協同組合連合会では会員たる組合の組合員数が 1,000 人以上。) は、業務上の余裕金を運用する場合、運用可能なものとして「預貯金」「国債」「地方債」「一定の安全性が確保された有価証券」が規定されています。なお行政庁の認可を受けた場合は、これ以外の運用も可能となっています。

ここで問題となるのが、共済事業を行う組合及び大規模組合で「組合が全額出資した株式会社」などがある場合、その株式は、この組合法の規定に抵触することです。組合法施行規則の第 143 条には、組合が運用できる「有価証券」について定められています。そこには、「特別の法律により法人の発行する債券及び金融債」「償還及び利払遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債」「証券取引所に上場されている会社が発行する社債・約束手形・株式(大臣指定物に限る)」「日銀・商工中金が発行する出資証券」「証券投資信託又は貸付信託の受益証券」が規定され、それ以外の運用は定められていません。

なお、現に運用先として認められない運用をしている場合は、平成 22 年 3 月末までに処分をしなければなりません。よって組合全額出資の株式会社の株式については、期日までに処分されるか若しくは行政庁の認可を事後的に受けるなどの対応が考えられますのでご留意下さい。

なお、以上の根拠は、組合法第 57 条の 5、組合法施行規則第 143 条のほか、「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律 75 号)」の附則 15 条などがあります。

- 国税庁からのお知らせ -

## 岩手県沿岸北部地震により被害を受けた皆様へ

地震等の災害にあった場合の税金面での配慮等について紹介します。

### 【納税の猶予・申告などの期限の延長】

#### 地震等の災害により申告・納付等をその期限までにできないとき

所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2ヶ月以内の範囲でその期限が延長される。

#### 地震等の災害により、財産に相当な損失を受けた場合又は国税を一時に納付することができない場合

所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、原則として1年以内の範囲で納税の猶予を受けることができる。

### 【所得税の全部又は一部の軽減（確定申告）】

#### 地震等の災害により、住宅や家財などに損害を受けたとき

確定申告で(1)所得税法に定める雑損控除の方法、(2)災害減税法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部又は一部を軽減することができる。

### 【消費税について】

#### 地震等の災害により被害を受けた事業者が、その被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要になった場合、又は受ける必要がなくなった場合

所轄税務署長の承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができる(災害によって事務処理能力が低下したため、簡易課税制度を適用して申告する必要が生じた場合や棚卸資産その他の業務用資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、簡易課税制度の適用をやめる必要が生じた場合などに適用される。)

詳しい内容については、最寄の税務署へお問い合わせ下さい。

## 【会 員 動 向】

北上市十字路 商店街振興組合連合会	<b>「本牧亭」出前寄席開催</b>	7/10-13
	北上市十字路商店街振興組合連合会(小野寺 勉 会長)では、「お江戸『本牧亭』出前寄席事業」を実施。同事業は、今年で4年目を迎える。 初回開催となった7月分(7月10日~13日)では、商店街で行われる定期寄席に300人、地域に出向く出前寄席に230人が来場し、盛会に行われた。	
一関市水道工事業協同組合	<b>水源地被害調査ボランティアを実施</b>	7/21
	一関市水道工事業協同組合(小野寺 一彦 理事長)では、岩手・宮城内陸地震で飲料水などの水源地に被害を受けた同市巖美町字市の野原地区内の配管状況をボランティアで調査、点検を実施。組合では、水源の沢などが土砂崩落で埋まっていることから、引水している地区住民へ大型タンクの提供を申し出た。	
一関銀座会商店街振興組合	<b>特大くす玉で七夕披露</b>	8/1-3
	一関銀座会商店街振興組合(沼倉 正博 理事長)では、8月1日から3日まで開催される一関夏まつり最大の呼び物となる磐井川川開き花火大会が岩手・宮城内陸地震の影響で中止となったことから、新たに目玉となるものとして、「日本一の七夕」と称した巨大な七夕飾りを作成。七夕飾りは通常の2倍以上となる直径約2メートルのくす玉にスイカ模様の絵柄が描かれたもの。祭りに訪れた多くの人たちの注目を集めた。	

## 【商品企画&マーケティング相談会、移動中央会開催】

経済産業省委託「地域力連携拠点事業」

地域資源活用  
農商工連携

# 商品企画&マーケティング相談会 開催のご案内

最近の消費者ニーズとして、伝統文化・感性・安全・安心など我が国独自の魅力を活かした商品への選好が強まっており、差別化された新しいモノやサービスを創造し評価を得ることが重要です。

当相談会は、地域にある優れた地域資源（地域の農林水産品、職人の技、観光資源等）を活用した取組みや、一次産業の方と中小商工業の方が連携した取組みに対し、商品企画からマーケティング、販路拡大策などの支援を目的としています。

相談料は無料です。「地域の資源を活用して地域ブランドを作りたい」、「農林水産業者と連携して、互いに付加価値を高めたい」こうした希望・アイデアを持った組合・組合員企業の参加をお待ちしています。

### 相談窓口専門家

(株)リビング・デザインセンター 住宅ソリューション部

法人企画グループマネージャー 杉原 広宣 氏

東かがわ市「GLOBE DESIGN」 飯山市和紙組合 鳥取県 JAPAN ブランド事業「INABA」  
今治市地場産センターオリジナルタオル

...など多数の地場産業の産地プロデュースを手掛ける。これら既存技術・資源を活かしながら用途・デザイン開発による新風を吹き込んだ品々は、いずれも高い評価を得る。

また、企業ネットワークを活かし食品や観光分野にまたがるプロジェクトにも数多く参画。

### 開催日時・場所

開催地区名	日 時	開催場所
盛岡地区	9月4日(木) 13:00~18:00	岩手県公会堂 1階 17号室(盛岡市内丸11-2)
二戸地区	9月5日(金) 10:00~16:00	二戸地方振興局 4階 入札室(二戸市石切所字荷渡6-3)
久慈地区	9月6日(土) 10:00~16:00	久慈地方振興局 5階 第3会議室(久慈市八日町1-1)
釜石地区	9月19日(金) 13:00~18:00	釜石・大槌地域産業育成センター (釜石市大字平田3-75-1)
大船渡地区	9月20日(土) 10:00~16:00	大船渡プラザホテル(大船渡市大船渡町茶屋前34-5)
盛岡地区	10月10日(金) 13:00~18:00	岩手県公会堂 1階 17号室(盛岡市内丸11-2)
宮古地区	10月11日(土) 10:00~16:00	宮古ホテル沢田屋(宮古市新町4-1)

二戸・久慈・釜石・大船渡・宮古地区では

## 移動中央会(無料経営相談会)を同時開催!!

中央会事務所から遠隔地にある組合及び組合員企業に対し、収益向上策、資金繰り、金融、事業の再構築といった経営上のご相談にお応えするために、上記相談会の開催地区のうち二戸・久慈・釜石・大船渡・宮古地区で、移動中央会を同時開催します。

窓口相談の専門家には中小企業診断士、岩手県信用保証協会及び本会職員があたり、問題解決のために必要に応じて反復継続支援を行います。

商品企画&マーケティング相談会、移動中央会に関する窓口は本会統括指導センターです。  
ご相談は、お気軽にどうぞ!!

# 【「中小企業経営革新支援事業」活用のご案内】

## ～ 本会事業「中小企業経営革新支援事業」活用のご案内～

本会では、組合及び中小企業等の中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画策定並びに策定後の取り組みについて支援するとともに、経営革新計画策定支援及び経営基盤強化支援の実施に向けて、その啓蒙普及を行っています。

### 経営革新とは？

中小企業新事業活動促進法では、「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しており、次のような特徴があります。

業種による制約条件をつけないで、全業種の経営革新を支援

単独の企業だけでなく、任意グループや組合等の柔軟な連携体制での経営革新計画の実施が可能

具体的な数値目標を含んだ経営革新計画の作成が要件

都道府県等が、承認企業に対して、経営革新計画の開始時から1年目以降2年目以前に、進捗状況の調査（フォローアップ調査）を行うと共に、必要な指導・助言を行います。

### 計画策定支援

経営革新計画の承認取得に意欲的な組合・企業等に対して、本会指導員と専門家等と連携して計画策定支援を行うもの。

昨年度は、6組合等で述べ14回実施している。そのうち、計画の承認を受けたのは4企業となっている。

### フォローアップ調査支援

経営革新計画承認後の組合等に対して取り組み実施状況を検証し、事業実施体制や内容等の再構築が必要な場合は軌道修正を迅速に図り、経営革新計画を着実に達成できるようフォローアップ支援を行うもの。

昨年度は、4組合等で述べ5回実施している。

### 啓蒙普及研修会

組合等を通じて、中小企業が経営革新や経営の向上を図るための取り組み等に対する必要性、経営革新計画策定の必要性やその意義、中小企業新事業活動促進法や各種支援施策等について、専門家等を活用し、啓蒙普及を図るための研修会を開催するもの。

昨年度は、14組合等が実施している。

### 補助対象経費

専門家謝金、専門家旅費、会場借料、資料費

補助率

補助対象経費の2/3以内



中小企業経営革新支援事業に関する窓口は本会市場開発部です。ご相談は、お気軽にどうぞ!!

トラック運送業における燃料サーチャージ制の実態調査結果及び追加対策について

社団法人日本トラック協会が燃料サーチャージ制の導入実績に関する調査を実施し、課題の分析を行った。それを受け、国土交通省では、(1)荷主要請の強化、(2)物流子会社等に対する協力要請、(3)トラック運送業者に対する導入の働きかけの強化、(4)燃料サーチャージ制の導入に対する支援、(5)体制に関して追加対策を講ずることとなった。本稿ではその内容について紹介する。

【燃料サーチャージ制の導入実績に関する調査(平成20年7月 (社)全日本トラック協会)】

調査期間:平成20年6月9日~6月30日 対象(回収)数:全国1,500事業者に配布、737票を回収(回収率49.1%)

＜調査結果概要＞

軽油価格の高騰に伴う荷主への価格転嫁(燃料サーチャージ制の導入を含む。)は着実に進行している。

荷主に価格転嫁できた(一部転嫁含む。)事業者の割合:55.9%

燃料サーチャージ制に関する認知度は高い。

燃料サーチャージ制について「知っており、理解している」:72.3%

燃料サーチャージ制の現時点における導入率は低い。

燃料サーチャージ制を導入:計12%(設定し、全荷主に導入:1.4% 一部荷主に設定し、導入:10.6%)

約3割の事業者において現在導入に向けた準備が進められている。

燃料サーチャージを設定し、荷主に交渉中:18.6% サーチャージ額を計算中:10.7%

小規模事業者(保有車両台数20両以下)の多くでは取組みが進んでいない。

説明会に参加した53.3%(20両以下の事業者:26.8%)

＜課題＞

軽油価格の上昇が急激すぎるため、燃料サーチャージ制を導入した場合の運賃上昇率も非常に大きくなり、荷主との交渉が当初以上に困難になっている。

燃料サーチャージ制の導入のためには荷主に加え、直接の価格交渉相手である系列の物流子会社の理解が必要である。燃料サーチャージ制の提案に対し、荷主、物流子会社等が価格協議に応じず、一方的に他の運送業者に運送委託をするなど不適正な取引が顕在化している。

下請事業者による燃料サーチャージ制の導入を推進するためには、元請事業者等が率先して同制度を導入することが重要である。

【燃料サーチャージ制導入促進に関する追加対策】

(1)荷主要請の強化

荷主団体を通じた協力要請の充実・強化(要請先の拡大、団体内の物流関連部会の活用等)

トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議、荷主懇談会等を通じた協力要請

下請・荷主適正取引推進ガイドラインを活用した個別荷主への働きかけ 等

(2)物流子会社等に対する協力要請

大手物流子会社等に対する文書による協力要請

事情聴取・調査を通じた個別物流会社等に対する働きかけ 等

(3)トラック運送業者に対する導入の働きかけの強化

事情聴取・調査を通じた個別元請事業者、特別積合わせ事業者に対する働きかけ

協会未加入事業者等に対する文書等による周知、導入の働きかけ 等

(4)燃料サーチャージ制の導入に対する支援

パートナーシップ会議等を活用して、モデルとなる取組みに対し支援

(5)体制

国土交通省、地方運輸局及び運輸支局等に設置された適正取引相談窓口(燃料サーチャージ制導入推進事務局)による情報整理・収集の強化

公正取引委員会地方事務所、下請かけこみ寺(下請法に関する相談等を実施する中小企業庁の委託機関(都道府県単位))等との連携

地方適正化実施機関による巡回指導の活用等地方トラック協会との連携強化

## 「元気なモノ作り中小企業 300 社 2008 年版」に本県から 5 社選出

中小企業庁では、モノ作りにより地域経済をモノ作りにより地域経済を支えながら内外の市場で活躍する企業、意匠やデザインにより新規分野を開拓している中小企業や、普段は目に触れにくいものの重要な役割を果たしているモノ作り中小企業の姿を、広く国民に対してわかりやすく示すことにより、これら中小企業のやる気を一層引き出すとともに、若年層を中心にモノ作り分野に対する関心を持つきっかけとすることを目的として、「元気なモノ作り中小企業 300 社 2008 年版」を取りまとめた。元気なモノ作り中小企業として、本県からは以下の 5 社が選出された。

企業名	(株)アロン社 一関研究開発センター	所在地	一関市東台 14-46 (本社 東京)
代表者	代表取締役社長 大屋 澄夫	URL	<a href="http://www.alone.co.jp">http://www.alone.co.jp</a>
企業名	(株)大武ルート工業	所在地	一関市萩荘字金ヶ崎 27
代表者	代表取締役 太田 義武	URL	<a href="http://www.ohtake-root.co.jp">http://www.ohtake-root.co.jp</a>
企業名	(株)モディー	所在地	一関市字沢 297-14
代表者	代表取締役社長 村上 竜也	URL	<a href="http://www.modi.co.jp">http://www.modi.co.jp</a>
企業名	(株)パンチ工業株式会社	所在地	北上市村崎野 21-26-17
代表者	代表取締役 森久保 有司	URL	<a href="http://www.punch.co.jp">http://www.punch.co.jp</a>
企業名	竹内真空皮膜(株)	所在地	花巻市東和町百ノ沢壱区 127-1
代表者	代表取締役 濱田 忠行	URL	<a href="http://www.t-shinku.jp">http://www.t-shinku.jp</a>

## 「中小企業総合展 2008in Tokyo」の開催について

独立行政法人中小企業基盤整備機構では、中小企業等の販路開拓や業務提携等の支援を目的として、「中小企業総合展 2008in Tokyo」(11月26日(水)～28日(金) 於：東京ビッグサイト)というビジネスマッチングイベントを開催。イベントの概要については以下のとおり。

### <概要>

全国から選ばれた幅広い業種の中小・ベンチャー企業の新製品・新技術・新サービス等を展示・紹介。(約 600 ブース)

出展企業による自社の新製品等のプレゼンテーションを館内で放映、他の出展者や多くの来場者へ知らしめ、マッチングを促進。

経営全般、販路開拓・マーケティング、商品開発、新連携等の各分野の専門家による無料経営相談コーナーを設置。また、支援機関コーナーでは、中小企業支援を行っている機関が出展し、支援制度の説明や経営相談等に応じる。

ビジネスマッチングを求める大企業・中小企業、技術提携等に関心のある大学・試験研究機関も来場。来場者数や新たな取引先となりうる企業等との接触があった出展者数について、相当の実績を上げており、出展者、来場者それぞれから高い評価を得ている。

### < 昨年の実績 >

来場者数：約 3 万 6 千人      ビジネスコンタクト率：約 86%

詳細については中小企業総合展 2008 in Tokyo ホームページをご覧ください。

URL：<http://sougouten.smrj.go.jp>



## 情報連絡員レポート

### 景況感は一段と厳しい状況(平成 20 年 6・7 月)

#### 全体の概要

6・7 月は、原油価格の高騰が止まらない一方で、原材料価格上昇の影響によるコスト増分を十分に価格転嫁できず、ほとんどの業種で収益を圧迫。加えて、地震の風評被害が顕著に現れている。

また、物価の上昇等による消費低迷から購買意欲が低下、個人消費の減退も加わり、売上は減少している。資金繰り悪化の報告も寄せられ、県内中小企業の景況は一段と厳しさを増している。

#### 主な業界及び地域組合等の動向

##### 漬物製造業

ガソリン高騰の影響で、消費者の買い物頻度が減少、また、食品全般の値上りに買い控え傾向が顕著。

##### 菓子製造業

ガソリン価格等の上昇の影響で、消費者心理は悪化、一般的に売上は相当落ち込む。原材料価格の高止まりとのダブルパンチで経営環境は著しく悪化。

##### 一般製材業

製材品の需要低迷の中、資材費・運賃の値上り分を製品価格に転嫁できず、経営収支が一段と悪化。

##### 木材チップ製造業

チップの価格は値上りしたが、軽油価格等の高騰で値上り分が消える。原木の調達に悪影響を懸念。

##### 印刷・同関連業

用紙の値上りにより収益に影響、印刷料金に転嫁せざるを得ないなど先行き不透明な状況。

##### 銃鉄铸件製造業(奥州市)

南部鉄器の売上額は伸びているが、原材料、燃料等あらゆる物が急激に天井知らずの値上り、機械铸件についても、ユーザーに対する製品価格転嫁交渉も応じられず、収益面では前年同期より悪化。

##### 金属製品製造業

鋼材・副資材の高騰で売上・販売価格の増加も、値上り分を吸収できず。仕事量で地域格差がある。

##### 酒・調味料小売業

中元商品売上が年々厳しく安定しない状況。

##### 食肉小売業

消費者の生活防衛により、県産和牛・高級部位の売上不振。また、地震の風評被害で観光客の減少とメニューの低価格化で納入金額の減少。

##### 商店街(盛岡市)

地震による団体客のキャンセルが何件もあったほか、県外の旅行会社から被害の問合せがあった。

##### 商店街(一関市)

消費者の購買意欲が感じられず、ロードサイド店の影響も顕著で来客数が大きく減少。地震後、一部の業種を除きさらに荷動きが悪くなってきている。

##### 旅館業

岩手・宮城内陸地震の影響もあり、厳しい状況。

##### 建物サービス業

入札で委託料が決まる当業界は、原油高による資材の値上げを転嫁できず、ジワジワと利益を圧迫。

##### 土木工事業

地震関係の細かい仕事は出たが、本格的な工事はまだまだ受注に時間がかかりそう。

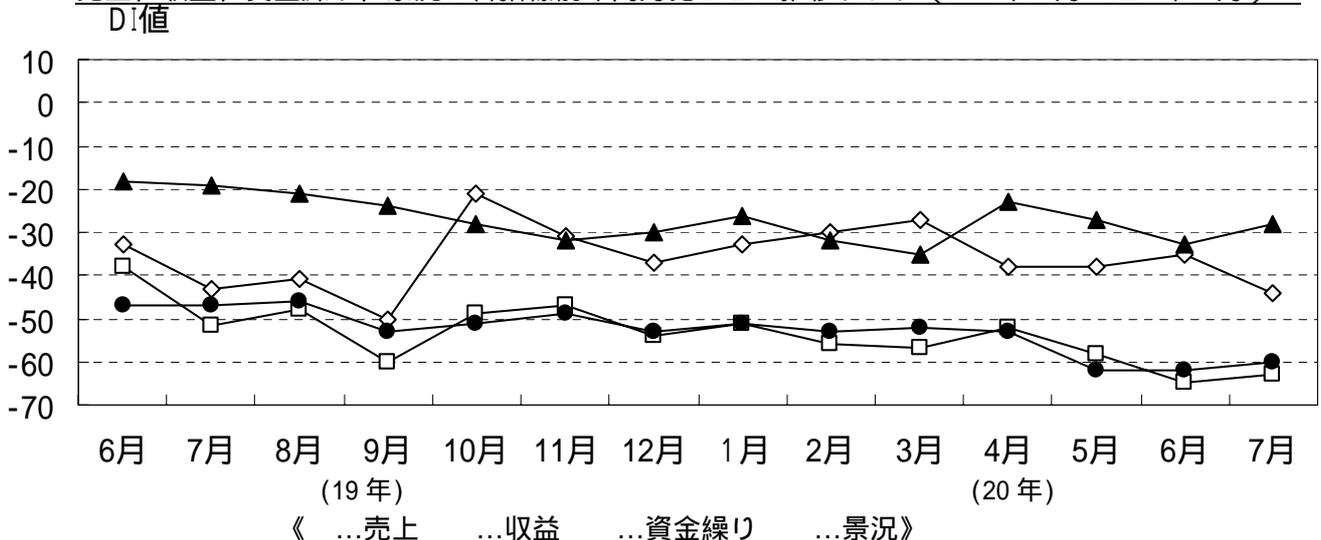
##### 一般乗用旅客自動車運送業

収益は対前年同月比で減、原油の高騰による燃料費の負担が増加し、ますます厳しい状況。

##### 砂利採取業

天井知らずの石油価格高騰でダンプの運送費が我慢の限界。早急な価格転嫁が迫られる。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ(H19年6月~H20年7月)



# 【中小企業労働契約支援事業について】

## 中小企業労働契約支援事業を実施します！

今年度本会では、労働契約法の平成 20 年 3 月 1 日施行に伴い、県内中小企業における同法の周知を図り、個別労働紛争の未然防止や早期解決に資するため、標記事業を実施いたします。労働契約法については、本誌 3 月号において概要をご紹介したところですが、本事業では、下記内容の実施により、同法の普及推進をします。

### 労働契約法普及推進セミナーの開催

労働契約法の説明と、その対応に関するセミナーを開催します。開催は、盛岡・奥州・釜石の 3 箇所での開催を予定しております。

セミナー・相談会の開催時には、事前に御案内いたしますので、会員組合の皆さま・ご傘下の各組合員様のご参加・ご活用を是非お願いいたします。

セミナー・相談会共に**無料!**

### 労働契約等個別相談会の開催

毎月 1 回程度、社会保険労務士への個別相談会を実施します。労働契約法への対応、就業規則の設定・変更、懲戒・解雇をめぐるトラブルなどのご相談に対応いたします。

出張相談にも対応できる場合がございますので、お気軽にお問合わせください。

### 労働契約法普及啓発パンフレットの作成

望ましい労働契約のあり方等について、取りまとめたパンフレットを作成し、会員組合の皆さまに配布します。

#### <労働契約法制定の背景>

就業形態が多様化し、労働者の雇用条件が個別に決定・変更されるようになり個別労働紛争が増えてきました。厚生労働省によると、労働に関する相談件数は、平成 19 年度において、全国で約 100 万件あり、うち約 20 万件が、民事上の個別労働紛争に関する相談件数でした。その 5 年前の平成 14 年度では、それぞれ約 62.5 万件、約 10 万件という件数でした。また、岩手労働局で受けた平成 19 年度総合労働相談件数は 8,690 件あり、そのうち民事上の個別労働関係紛争相談件数は 1,875 件ありました。(平成 20 年 4 月 25 日岩手労働局発表)

一方、個別労働紛争解決の手段としては、平成 13 年 10 月から個別労働紛争解決制度が、平成 18 年 4 月から労働審判制度が施行されるなど、手続面の整備が進みました。

このような中、労働契約に関する民事的なルールの必要性が高まり、基本的なルールを分かりやすい形で明らかにするため労働契約法が新たに制定されました。同法の制定により、個別労働紛争を防止し、労働者の保護を図りながら、個別の労働関係が安定することが期待されています。



#### 労働契約法では、どうしなければならないの？

- ・労働者に労働条件をきちんと説明しましょう。
- ・労働条件を記載した書面を労働者に交付しましょう。
- ・契約の更新についてハッキリさせておきましょう。
- ・就業規則をいつでも見られるようにしましょう
- ・就業規則の変更には、十分話し合い合意を得ましょう。

など

中小企業労働契約支援事業に関するお問い合わせ先  
本会 連携支援部  
TEL : 019-624-1363  
FAX : 019-624-1266

## 「いわてeco&ecoものづくり推進セミナー」開催のご案内

昨今の原油や原材料の急激な高騰と高止まりは、製造業を中心とした企業経営に甚大な影響を与え続けています。他方、地球温暖化や資源・廃棄物問題等の環境制約に関する意識が世界規模で高まる中で、個々の企業経営においても、環境を重視した取り組みが必要不可欠なものになりつつあります。

当セミナーは、企業、とりわけ中小企業が環境に配慮した事業活動を行うことが、いかに企業間競争における優位性を保つとともに、製品生産に関する投資コスト等を低減させることができるか等についてお知りいただく絶好の機会と考えています。

皆様の積極的な受講を心からお待ちしています。

### 1. スケジュール

<b>北上会場</b>	日時：平成 20 年 9 月 24 日(水) 13 時 00 分から 17 時 20 分まで 場所：(株)北上オフィスプラザ セミナールーム (北上市相去町山田 2-18)
<b>釜石会場</b>	日時：平成 20 年 9 月 25 日(木) 13 時 00 分から 17 時 20 分まで 場所：(財)釜石・大槌地域産業育成センター 大・中会議室 (釜石市大字平田 3-75-1)

### 2. プログラム

時間	内容	講師等
13:00~13:05	開 会	-
13:05~14:30	講演 「環境経営と廃棄物・リサイクルガバナンス」	大岡 健三 氏 ((社)産業環境管理協会 環境人材育成センター副所長)
14:30~14:40	休 憩	-
14:40~16:05	講演 「マテリアルフローコスト会計 の実践 ～環境保全とコスト削減を同時に実現～」	喜多川 和典 氏 ((財)社会経済生産性本部 エコマネジメントセンター長)
16:05~17:05	講演 「中小企業による マテリアルフローコスト会計の実践事例」	根本 昌明 氏 (株)光大産業(福島県本宮市) 代表取締役)
17:05~17:20	岩手県による環境関連施策について	岩手県環境生活部職員
17:20	閉 会	-

製品製造プロセスにおける資源やエネルギーのロスに着目して、そのロスに投入した経費を“負のコスト”として捉えることにより、総合的にコスト評価を行なう原価計算及び分析の手法。

### 3. 受講料 無 料

### 4. 申込方法

平成 20 年 9 月 12 日(金)までに、所定の受講申込書に必要事項を記入の上、FAX もしくは郵送により下記までお申し込みいただくか、または電子メールにより、氏名、所属(会社名)、所属の所在地、連絡先電話番号、ご希望の会場名をお知らせ願います。なお、電子メールでのお申込みの場合は、件名を「エコセミナー受講申込み」としてください。

申込み・問合せ先 ... 岩手県中小企業団体中央会(担当:柳田)

〒020-0023 盛岡市内丸 14-8 県米連ビル 4 階

TEL: 019-624-1363 FAX: 019-624-1266 E-mail: webmaster@ginga.or.jp

このセミナーは、岩手県からの委託を受けて実施するものです。

### 主要日誌 (8月1日~8月31日)

中央会主催事業	
8/ 5 第3回理事会	8/ 8 農商工連携促進法説明会 タウンマネジメント・アドバイザー会議 第1回商店街ネットワーク会議
8/25 商品企画&マーケティング相談会(両磐地区)	8/19 県産製材品販路拡大実践実行委員会
8/26 商品企画&マーケティング相談会(胆江地区)	8/21 岩手型市場化テスト説明会
8/27 商品企画&マーケティング相談会(花北地区)	8/27 岩手県自殺対策推進協議会
関係機関・団体主催行事への出席等	
8/ 6 労働者派遣事業適正運営協力員会議	8/29 岩手県ベンチャー企業等支援ネットワーク連絡会議